

審議会等の会議結果報告

1 会議名	平成23年度第6回津市農業共済損害評価会
2 開催日時	平成24年3月27日(木)午前9時30分から午前10時45分まで
3 開催場所	津市美里社会福祉センター ホール
4 出席した者の氏名	<p>(損害評価会委員)</p> <p>倉田茂雄会長、花井美博委員、佐藤源七委員、木下榮雄委員、伊藤敏一委員、橋本増雄委員、林雅則委員、太田義政委員、川北重美委員、林照夫委員、辻本克美委員、草深三郎委員、後藤治委員、樋廻俊和委員、太田憲昭委員、小粥文夫委員、竹尾信宏委員、澤田源一委員、杉谷正美委員、安部定朗委員、中山忠男委員、伊藤一夫委員、玉野廣昭委員、服部勝委員、米増武士委員、萩野忠司委員、藤田清志委員、岡田裕之委員、小林庄一委員、小林希久委員、脇谷登委員、竹田一美委員、藪内次央委員、上川洋文委員、池山勝委員、長江幸安委員、稲葉幹夫委員、小寺光敏委員、轟万明委員、池田五六委員、久世義光委員、前川武夫委員、長谷川誠一委員</p> <p>(事務局)</p> <p>室長 中廣保治、担当副主幹 野田ゆかり、主査 谷口弘明、後藤啓太、岡野徳之、千原正大、臨時職員 森川清</p>
5 内 容	<p>1 平成23年産畑作物共済(大豆;全相殺方式)に係る当初評価高の諮問について</p> <p>2 平成24年度適用家畜引受評価基準並びに平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理及び処理経費基準の設定に係る諮問について</p> <p>3 家畜共済における共済掛金期間中に授精等の後胎児が240日に達する可能性の判定基準の設定に係る諮問について</p> <p>4 平成24年産麦の引受状況について(報告)</p> <p>5 その他</p>
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0名
8 担 当	農林水産部農業共済室 担当 谷口 弘明 電話番号 059-279-8210

議事内容

事務局； 定刻になりましたので、ただ今から「平成23年度第6回津市農業共済損害評価会」を開会させていただきます。

私、進行を勤めさせていただきます津市農業共済室の森川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは開会にあたりまして、農業共済室長の中廣が御挨拶を申し上げます。

中廣室長； 皆さん、お早うございます。

本日は御多用のなか、平成23年度最後の損害評価会に御出席を頂き、ありがとうございます。

この冬は例年になく厳しい寒さでしたが、ようやく寒さも緩み春めいて、田植えの準備の時節となって参りました。

さて、去年の東日本大震災から1年が経過し、改めまして被災されました方々に対しましてお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復興をお祈り申し上げます。

自然災害に対する最後の砦である農業共済の意義を再認識させられました。本市におきまして、平成23年度災害等で農家にお支払いしました共済金の合計は、2月末日現在で約9千万円となっております。

本日は、昨年11月から12月にかけて収穫されました大豆の全相殺方式の当初評価高の諮問について他2つの案件につきまして御審議をお願いし、その後、平成24年産麦の引受状況について報告させていただきたいと思っております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

事務局； 本日の会議の出席者は、52名中、43名で過半数を上回っておりますことから、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

なお、本損害評価会の議事内容は議事録を作成し、津市情報公開条例に基づき津市のホームページにおいて公開いたしますので御了承をいただきたいと思います。

事務局； それでは、津市農業共済条例第165条第3項の規定により、これより議事進行につきまして、倉田会長にお願いいたします。

会長よろしくお願いいたします。

倉田会長； 皆様、おはようございます。本日は、御多忙の中、お集まりいただきありがとうございます。

3月も末日となり、最近めっきり春の気配を感じることができる季節となって参りました。

昨年3月発生いたしました東北大震災からまる1年が経過しましたが、この震災により15,000余名の尊い人命が奪われ、いまだおよそ4,000名の方の行方が知れない状況にあります。

被災地域の日も早い復旧・復興を心からお祈りいたしたいと思います。

さて、本日の会議は、本年度最後の損害評価会ということで、開催をさせていただきますが、議事進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日皆様にお集まりをいただき、御審議をお願いする内容でございますが、先ず、平成23年11月から12月のおよそ2ヶ月間に収穫されました平成23年産畑作物共済の大豆；全相殺方式につきまして、先日、津安芸農業協同組合・三重中央農業協同組合に対し、対象農家32件の出荷実績調査を行い、その結果をまとめていただきましたことから、当初評価高につきまして御審議をいただき、次に、家畜共済に関しまして平成24年度に適用される引受評価基準の設定と、同じく平成24年度に適用される廃用家畜の基準単価及び処理経費基準の設定につき御審議をいただいた後、本年度は新たに、もう1件、家畜共済について諮問をいただく事項があり、それも併せて御審議いただきたいと思います。

今回は、以上3件の諮問事項が中心議題となるものでありますが、その他、農作物共済の平成24年産麦の引受の現状に関しまして、事務局より報告をいただくこととなっております。

委員の皆様から御意見・御質問等をいただきながら議事をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

それでは、会議を始めさせていただきますが、その前に、本日の損害評価会の議事録署名人を指名させていただきます。美里地区の米増武士様、美杉地区の小林庄一様、御両名の方、よろしく申し上げます。

2の議事に移らせていただく前に、前回の諮問事項に関連して、事務局より発言の機会を求められておりますことから、農作物担当と畑作物担当職員より、それぞれ説明いただきたいと思っております。

谷口主査； 農作物共済を担当しています谷口です。

第5回損害評価会において、農作物共済掛金率の設定資料の中で記載誤りがあり、訂正については委員から指摘により、今回の会議において訂正文の提示を求められましたので、今回、資料をお配りするとともに、訂正の説明をさせていただきます。

A4 1枚の資料となります。横書きの表で、表題が「掛金率改定による、現行との比較」となっています。

訂正内容ですが、単位当たり共済金額の単位表記を誤っていて、「k g / 円」ではなく「円 / k g」です。訂正についての御了承をお願いするとともに、資料の差し替えをお願いいたします。

岡野主査； 畑作物共済を担当しております岡野です。資料のとおり先般、諮問をさせていただきました大豆；一筆方式に係る内容の中で、共済金支払見込額が920,185円と御説明いたしたところですが、戸別所得補償との関係で、農家が認定農業者でなくなった場合には1k g当たりの共済金額が305円から112円になることから、あくまで上限が920,185円であり、当該額を下回る可能性があることから、当該上限額以内とさせていただきますたく、読み替えをお願いいたします。

以上でございます。

倉田会長； 説明については、以上のとおりであります。

このことに関して委員の皆様、御質問等がありますか。

委員； 意見なし。

倉田会長； 質疑がなければ、2 議事内容の（1）の「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）に係る当初評価高の諮問について」を議題といたします。

このことにつきまして、皆様のお手元に配布をさせていただいております「写し」のとおり、津市長より諮問を受けておりますことから、皆様に御審議をいただきたいと思っております。

それでは、諮問の内容について、事務局の説明を求めます。

岡野主査； 畑作物共済担当の岡野と申します。よろしくお願いたします。市長の諮問の内容につきまして、御説明いたします。

それでは、1－2ページ「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）当初評価高（案）」をご覧くださいと思います。

まず、最初に引受状況ですが、管内の加入農家数は32戸です。津安芸農協と三重中央農協の農協別も含めて記載しております。引受筆数は2,888筆、引受面積は45,515.5aでした。農家毎の1反、10a当たりの基準単収に農家毎の引受面積を乗じた基準収穫量の合計は577,971kg、その基準収穫量の9割にあたる520,174kgが引受収量となり、kg当たりの共済金額305円を乗じた158,590,345円が共済金額となります。

共済金額158,590,345円に共済掛金率7.3%を乗じた11,577,081円が共済掛金となり、その55%にあたる6,367,381円の国庫負担分を差し引いた5,209,700円を農家負担分の共済掛金として納付いただいております。

次に、損害状況ですが、平成23年産大豆の播種は平年同様に7月上旬から8月上旬まで行われました。7月に発生した台風6号の影響で、播種の進捗は停滞したものの、8月上旬までには9割以上の耕地で完了しました。

収穫作業は11月上旬から行われ、12月中旬頃から本格化

しました。

12月は天候にも恵まれ、ほぼ年内に収穫されました。

本年度の被害の要因としては、台風によるところが大きく、7月に発生した台風6号の影響では一部の耕地が発芽不能となったり、風水害や土壌湿潤害となった耕地が見られました。9月上旬の台風12号と9月中旬の台風15号の影響では、倒伏や冠水が多く見られ、汚損粒等の被害粒が目立ち、収量・品質共に悪く減収の要因となりました。

本年産の被害は、管内だけでなく三重県としても異常災害となりました。

その他の原因としては、7月下旬以降、山間部ではシカによる食害が発生し、8月以降の水稻の刈取り後、防護柵を撤去したことにより、食害の影響はさらに顕著に現れました。

また、病虫害はあったものの減収の直接的な要因とはなりませんでした。

次に、損害評価状況ですが、資料のとおり、現地での評価をはじめ、3月14日に三重中央農協と津安芸農協にて損害評価会長様と三重県農業共済組合連合会職員2名に立合いいただき、農家毎の出荷数量の確認と生産状況の聞き取り調査を行いました。なお、出荷数量の閲覧にあたり、予め加入農家より閲覧承諾書をいただいております。

農家毎の出荷数量等の調査結果につきましては、次ページ1-3ページ「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）損害評価（出荷数量等調査）取りまとめ表」の「出荷量」に記載しております。

共済金支払対象農家が28戸、引受面積については45,515.5a、平均では1422.0a、「出荷量」300,464kgに「発芽不能耕地の収量」4,760kgと「自家保有等の数量」11,960kgを加えたものが、「収穫量」317,184kgとなります。「自家保有等の数量」につきま

しては、農家が次年産の種子用大豆として使用する大豆が大半です。

「引受収量」506,298kgから「収穫量」317,184kgを差し引いたものが、「減収量」189,114kgです。この「減収量」から「分割減収量」2,390kgを差し引いたものが「共済減収量」186,724kgとなり、1kg当たりの共済金額305円を乗じた56,950,820円以内が「共済金支払見込額」となります。

最後に諮問の内容につきまして、「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）に係る当初評価高について（諮問）」をご覧ください。

平成23年産大豆の当初評価高といたしまして、共済金支払対象農家数、引受農家32戸中28戸、引受面積45,515.5a、平均値1422.0a、発芽不能耕地の収量4,760kg、平均値149kg、分割減収量2,390kg、平均値75kg、共済減収量186,724kg、平均値5,835kg、共済金支払見込額56,950,820円、平均値1,779,713円とすることを答申内容としていただきたく、御審議をよろしくお願いいたします。

なお、損害評価会にてお認めいただいた後、3月末日までに三重県農業共済組合連合会へ当初評価高を報告し、三重県農業共済組合連合会より共済減収量の認定を受け次第、共済金支払対象農家へ共済金をお支払する予定です。

以上を持ちまして、事務局説明とさせていただきます。

倉田会長； 「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）に係る当初評価高の諮問について」の内容は、ただ今の事務局説明のとおりであります。

このことにつきまして、何か御意見・御質問などございましたらどうぞ。

委員； この資料を拝見すると、基準単収にかなりの差がありますが、どういう理由からですか。

岡野主査； 基準単収につきましては、過去5年間の出荷数量のうち、中庸3か年の平均値を基礎として求めておりますことから、この

ような差が出るものであります。

倉田会長； 他に御意見、御質問がないようですので、「23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）に係る当初評価高の諮問について」に対する答申を、事務局案のとおり諮問内容どおりとすることに、御賛成の委員の皆様の挙手を求めます

委員； 挙手

倉田会長； 挙手多数と認めます。よって、「平成23年産畑作物共済（大豆；全相殺方式）に係る当初評価高に係る諮問について」に対する答申は、諮問のとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

次に、議事（2）、「平成24年度適用家畜引受評価基準並びに平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準の設定に係る諮問について」を議題といたします。

このことにつきまして、皆様の御手元に配布をさせていただきました「写し」のとおり、津市長より諮問を受けておりますことから、皆様に御審議をいただきたいと思います。

諮問の内容について、事務局の説明を求めます。

岡野主査； 平成24年度適用の家畜引受評価基準について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、2-1をご覧ください。

家畜引受評価基準とは、引受時の家畜1頭あたりの評価額でありまして、毎年、市場取引価格を連合会が調査し、過去1年間の平均取引価格を基に評価基準を定め、その基準を基に組合独自に評価基準を決めることになっています。

平成23年度までは月齢に6から13までといったような価格の範囲を設けていましたが、今年度から月齢ごとに価格を設定するようになりました。

設定の方法としましては、牛の種類ごとに市場の価格を調査し、評価額算出イメージのとおり、調査した価格を線で結んで額を決めます。

例えば、乳牛の雌に関しましては、生まれた子牛の価格、初



妊牛の価格、初産牛の価格、役目を終えて廃用となる時の価格を調べてその間を線で結んで価格を決定しています。

本市におきましては、平成24年度は、連合会の基準と同じとしようとするものであります。

豚につきましては、種豚・雄、種豚・雌、肉豚の区分ごとに評価額をご覧のとおりの金額に設定しようとするものです。

次に平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準について御説明申し上げます。

2-6をご覧ください。

廃用事故の共済金を算出するもととなる廃用家畜の単価と処理に要する経費です。

廃用家畜の基準単価につきましては、乳牛の雌と乳牛の雌以外で種雄牛以外の牛の区分ごとに同様に連合会の基準に合わせた単価としようとするものです。

C1、C2規格とは、日本食肉格付け協会のランクでAからC、1から5のランクがあり、Aが最も高く、1が最も低く設定されています。また1号、3号などは廃用にいたった原因、根拠により1号から7号に分かれています。

牛の処理経費の基準につきましては、廃用家畜を解体する場合に必要な経費でありまして、牛1頭あたりの、屠場手数料を、17,900円、販売手数料を800円、運搬費を20,100円とし、合計で1頭あたり38,800円としようとするものであります。

以上を持ちまして事務局説明とさせていただきます。

倉田会長； 「平成24年度適用家畜引受評価基準並びに平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準の設定に係る諮問について」の内容は、ただ今の事務局説明のとおりであります。このことにつきまして、何か御意見・御質問などございましたらどうぞ。

倉田会長； 御意見、御質問がないようですので、「平成24年度適用家畜引受評価基準並びに平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準の設定に係る諮問について」に対する答申を、事務局案のとおり諮問内容とおりにすること

に御賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

委員； 挙手

倉田会長； 挙手多数と認めます。よって「平成24年度適用家畜引受評価基準並びに平成24年度適用廃用家畜の基準単価及び処理経費基準の設定に係る諮問について」の答申は、諮問のとおりとさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、議事(3)、「家畜共済における共済掛金期間中に授精等の後胎児が240日に達する可能性の判定基準の設定に係る諮問について」を議題といたします。

このことにつきまして事務局の説明を求めます。

岡野主査； 家畜共済の共済掛金期間(引受期間)は1年間となっております。引き受ける共済目的としまして子牛、胎児にかかる部分は選択制となっております、加入時に農家で加入されるかどうか選んでいただくこととなっております。

そのうち胎児については、授精後240日齢をもって共済責任が開始します。これ以降に何らかの事故があった場合には共済金の支払い対象となります。胎児以外の共済目的、たとえば成乳牛や肥育用成牛などについては、個体が明らかであり、引受の際には目で見て引受頭数等を判断できますが、胎児については1年間の期間のうちに母牛が生むことができる最大数を把握する必要があります。これは胎児を引き受ける際に母牛1頭に対して胎児を付加して引き受けるためです。

牛の生態については受精した後、およそ280日で子牛が生まれます。生まれた後は40日ほど空胎期間、授精しない期間をおいたのち、再び授精し、また280日で子牛が生まれるというサイクルを繰り返します。牛によっては空胎期間が長くなってしまいう個体もあります。授精したのちの妊娠期間中の240日を過ぎた時点が、もしその時点で生まれたとしても自立していける地点とされており、共済責任の開始、つまり死産とかが発生した場合も共済金支払いの対象となります。

胎児が生まれた後は、共済目的が子牛となり育っていくわけ

ですが、母牛に胎児を1頭しかつげずに引受した場合、その1頭が生まれるとその母牛に対しては胎児がないことになりません。このまま1年が経過し次の更新を迎えればよいのですが、1頭目の胎児が生まれるタイミングによってはそうでない場合があります。

例えば、資料の例1のように、共済掛金期間が10月1日から開始し、1年間の加入の場合、10月1日に分娩した牛は空胎期間40日を経て授精し、280日後の8月18日が2頭目の分娩予定となるため、1年間の間に子牛を2頭出産する可能性があります。

また、例2では1年間の期間中に2頭目の子牛は出産できない見込みではありますが、胎児の補償期間は受精後240日齢に達した時点で開始するため、2頭目が補償の対象となる可能性があるため、引受当初に2頭分の胎児を引き受ける必要があります。

このことを判断する基準については、家畜共済の事務取扱要領において「損害評価会に諮り判定基準を作成する。」と定められており、今回諮問するものです。

付表1をご覧ください。未經産牛、まだお産をしていない牛についての基準表です。母牛の出生後の月齢と、共済掛金期間の末日までの期間がどれだけあるかの2つを基準に胎児の数を決めます。この表については、牛が初めて授精する初回授精月齢を標準的な数値である15ヶ月で設定しています。たとえば、生まれてから11か月目の母牛を引き受けるとき、1年間の加入であれば1頭の胎児をつけて引き受けることとなります。また、生まれてから24か月目の母牛であれば、2頭の胎児をつけます。

未經産牛であっても、授精を行った日が判明するものに関しては、付表2の経産牛の表を使います。この表についてはすでに何頭かの子牛を生んだ母牛に対しても適用します。こちらについては、授精を行った日から何か月たったかということと、共済掛金期間の末日までの期間がどれだけあるかの2つを基準に胎児の数を決めます。授精から共済の対象となるまでの期間

は240日です。たとえば、引受の際、授精していない母牛であった場合でも引受後に授精した胎児が1年間の間に共済の対象となる可能性があるため、少なくとも1頭の胎児を合わせて引き受けます。また引受の際、授精後10か月を経過していて、引受後にすぐにでも生まれる見込みの牛については2頭の胎児をつけて引受けすることとなります。

以上をもって説明といたします。御審議のほどよろしく願いたします。

倉田会長； 「家畜共済における共済掛金期間中に授精等の後胎児が240日に達する可能性の判定基準の設定に係る諮問について」の内容は、ただ今の事務局説明のとおりであります。

このことにつきまして、何か御意見・御質問などございましたらどう

委員； この資料は、牛の胎児1頭に係る説明であると思いますが、仮に双子が生まれた場合は、どうなるのですか。

岡野主査； そのことは十分に予測されることです。

双子が生まれるか否かは、引受時には判断できないことから、とりあえず胎児1頭につき80,000円で引受しますが、双子の場合にはその半額(40,000円)となります。ただし、翌年の引受時には、元の価額にて引き受けることとなります。

倉田会長； 他に御意見、御質問がないようですので、「家畜共済における共済掛金期間中に授精等の後胎児が240日に達する可能性の判定基準の設定に係る諮問について」に対する答申を、事務局案のとおり諮問内容どおりとすることに御賛成の委員の皆様の挙手を求めます。

委員； 挙手

倉田会長； 挙手多数と認めます。よって「家畜共済における共済掛金期間中に授精等の後胎児が240日に達する可能性の判定基準の設定に係る諮問について」の答申は、諮問のとおりとさせていただきます。

ありがとうございました。

続きまして、議事(4)平成24年産麦の引受状況につ

いて（報告）を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

谷口主査； 平成24年産麦共済引受状況について説明させていただきます。

A41枚の資料となります。御確認いただけますでしょうか。

管内10地域において、麦の引受地域は7地域です。表の左から地域ごと、方式ごと、そしてその内訳になっています。耕地ごとの引受けとなります一筆方式ですが、加入戸数は10戸で、引受面積は5,198.3aです。農協への出荷量をもとに補償します災害収入共済方ですが、加入戸数は59戸で、引受面積は81,738.3aです。下に昨年産の麦状況を記載させていただきました。引受戸数全体としては23年産とほぼ変わりありませんが、内訳からみますと、一筆方式から災害収入共済方式へ移行された農家が数件ありました。

23年産では、一筆方式は通常範囲内の被害でしたが、災害収入共済方式は異常災害でした。収穫期前の台風、長雨の影響により、赤カビ、穂発芽が発生し、収穫に大きな影響が出たところでした。

24年産の発芽、生育状況ですが2月下旬から3月中旬にかけ、各総合支所の水田協議会担当者又は県・連合会と見回りさせていただきました。中山間部においては、例年のように獣害が発生しています。11月中旬から12月中旬までに播種された耕地においては、低温又は時折雨が続いたことから、縞萎縮が発生しています。現在様子見の状態です、このまま回復せず増大するようであれば、普及所等から何らからの措置がとられると思います。

あと、政策的な面で播種耕地が確定しなかったことによる播種遅れが見られ、遅れた耕地については生育が思わしくない状況です。23年産に比べ、現時点での生育は、全体的に不良と思われる。

倉田会長； 平成24年産麦の引受状況について（報告）は、ただ今の事務局説明のとおりであります。

このことにつきまして、委員の皆様、何か御意見・御質問等がありましたらどうぞ。

委員； 特になし

倉田会長； 御意見、御質問がないようですので、この結果をもとに、5月中旬以降、現地での全筆調査・抜取調査等を経て当初評価高の諮問等、一連の審議をお願いすることとなります。

倉田会長； 次に、3の「その他」であります。

このことについて、事務局から連絡事項等はありませんか。

事務局； 事務局からは、特にございませぬ。

倉田会長； 委員の皆様、御意見・御質問等にございませぬか

委員； 今回も、内容が多彩で資料が多く、説明資料を探すのも大変です。今後は、内容ごとに大見出しをつけてまとめ綴じをもらったほうがわかりやすいと思います。

事務局； そのようにさせていただきます。

倉田会長； ほかにないようですので、これにて平成23年度第6回津市農業共済損害評価会を終了いたします。

委員の皆様、議事進行に御協力いただきありがとうございました。

事務局； 委員の皆様、どうもありがとうございました。